



2017.5.25

No.64

芦屋「九条の会」ニュース

発行責任者：片岡隆 連絡先 090-7118-2312

<http://ashiya9.web.fc2.com/>

「教育勅語」と「教育基本法」の危ない関係

安倍内閣は3月31日、教育勅語について、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定しました。私は、戦前・戦中の学校教育が国民思想形成に与えた影響を理解するためには、教育勅語をはじめ明治以降の教育史学習はとても重要だと思っています。しかし、4月27日に本田由紀さん（東大教授）らが発表した「教育現場における教育勅語の使用に関する声明」でも危惧するように、政府答弁書は、「その歴史的な性格に対する批判的な認識を形成する指導を伴わずに使用すること」を促進するでしょう。

教育勅語の核心は「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」です。国民学校期の修身教科書教師用書において「皇国臣民としての道徳は、教育勅語に拝誦し奉ることのできるように、すべては天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんとするところに帰着するものでなければならない」のであり、「孝も友も和も信も恭儉も博愛も、その朝宗（集まり流れ入ること：久保註）するところは忠であり、天皇を中心とし奉ることによって天壤無窮の皇運を扶翼すべきものである」と述べています。勅語は、御真影とともに三大節・四大節における儀式、修身・日本歴史（国史）などの授業での刷り込みを通じて、天皇制国家・政府の方針に追従する臣民、天皇のために命を投げ出すことを最高の美徳と観念する臣民を育ててきました。何より、国民から合理的・科学的思考力・判断力を奪いました。「父母ニ孝ニ」や「夫婦相和シ」も、家制度や女性の法的地位を抜きに「現在にも通じる道徳」などと評価することは事実と異なります。

子どもたちの学校での学びに関心を

恐ろしいのは、2006年12月に公布・施行された今の教育基本法は、旧教育基本法（1947年公布・施行）とは異なり、教育勅語と断絶していないことです。教育基本法全面改悪は、日本会議につながる「『日本の教育改革』有識者懇談会」によって強力に推進されました。しかし、日本国憲法による制約があり、すべて彼らの思い通りに改悪できたわけではありません。そこで、この10年間、「公共の精神」「伝統」「国を愛する態度」「家庭教育」などの教育基本法の文言をさらに国家至上主義的方向で具現化、実践化する動きが強まっています。学習指導要領改訂（中学校保健体育「武道」への「銃剣道」導入など）、「特別の教科 道徳」、教科書検定、家庭教育支援法案、そして、安保法制や共謀罪法案も密接な関係があります。子どもや孫たちが学校で何を学んでいるのか、学校・教師任せにせずに、親や祖父母、市民として関心を持ち、必要ならば意見を言うことが大事です。



安倍首相らが狙うように日本国憲法が改悪されれば、教育基本法と教育勅語との距離は一挙に縮まるでしょう。

（久保 富三夫）